

Office News

August.2018

社会保険労務士ハセガワ事務所



トピックス

働き方改革関連法が成立

働き方改革関連法が6月末に成立しました。働き方改革関連法とは、労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法など8つの法律を1つにまとめた法律の総称です。

中小企業と大企業とでは、今回の法改正内容の施行開始日が一部異なるため、下表のスケジュールを確認し、余裕をもって対応準備をしましょう。

今回の法改正内容の中でも特に実務面で影響が大きいものは『時間外労働の上限規制』です。内容は次の通りです。

- ①時間外労働の上限については、1ヶ月あたり45時間、かつ1年あたり360時間を原則とする。
- ②臨時的な特別な事情がある場合（36協定で特別条項を締結する場合）でも、1年あたり720時間を上限とする。このとき、単月では100時間未満（法定休日労働を含む）、2ヶ月から6ヶ月平均（法定休日労働を含む）で80時間以内を上限として設定する。

表：主な改正内容と施行開始日のスケジュール

主な改正内容	大企業	中小企業
時間外労働の上限規制	2019.4	2020.4
5日間の年次有給休暇取得	2019.4	2019.4
フレックスタイム制度の見直し	2019.4	2019.4
高度プロフェッショナル制度	2019.4	2019.4
同一労働同一賃金	2020.4	2021.4
1ヶ月60時間超の時間外労働の割増賃金率50%以上（中小企業）	既に 施行済	2023.4



労務相談 Q&A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
連日の猛暑で参っています。。。
プールに行きたいなあ。

ふと思ったのですが、もし、仕事中に社員が熱中症で倒れた場合は労災扱いになるのでしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
いつもお世話になっております。
私も暑いのが苦手なので、事務所内では冷房をガンガンにかけています。
そのせいか少し夏バテ気味です。。。。

さて、ご質問の件ですが、仕事中に社員の方が熱中症で倒れた場合は労働災害として認定される可能性があります。

労災認定は、次の要件により判断します。
①業務遂行性→事業主の支配管理下にある状態かどうか
②業務起因性→傷病と業務との因果関係があるかどうか

したがって、ご質問の熱中症については、仕事の場所や時間が熱中症を引き起こす原因が存在しており、仕事をしていたことで熱中症になったという因果関係がある（仕事以外の他の原因がない）場合は、労災認定される可能性があります。

ですので、社員の方々には水分補給や適度な塩分補給を怠らないよう日頃からアナウンスしておきましょう。



今月の実務スケジュール

- 社会保険の標準報酬月額の変更
(4月昇給者で月額変更届を提出した社員)
- 賞与に係る所得税の納付
(7月に賞与を支給した事業所)
- お中元、暑中見舞い状に対するお礼状送付
- 取引先等への夏季休業日のご案内



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10 分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com